旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 28 年 11 月 11 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｃ　①合同会社商大グリーンツーリズム（商大ＧＴ）　②第３種旅行業　③北海道知事登録旅行業第３－680号　④合同会社商大グリーンツーリズム　北海道夕張郡栗山町朝日三丁目97番地　代表社員　上坂拓司　⑤本社営業所　北海道夕張郡栗山町朝日三丁目97番地　⑥平成27年11月10日　⑨平成28年10月11日　⑩300万円　⑪北海道知事　⑫北海道夕張郡栗山町朝日三丁目97番地　合同会社商大グリーンツーリズム　代表社員　上坂拓司

Ｂ　①有限会社プレシャスクローマ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5785号　④有限会社プレシャスクローマ　東京都目黒区自由が丘１丁目24番６号　取締役　戸倉博之　⑤有限会社プレシャスクローマ本社営業所　東京都目黒区自由が丘１－24－６自由が丘フラット１Ｆ　⑥平成18年８月10日　⑧平成28年８月10日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都目黒区自由が丘１丁目24番６号　有限会社プレシャスクローマ　取締役　戸倉博之

Ｂ　①リッカートラベルサービス　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－4237号　④リッカートラベルサービス　東京都杉並区阿佐谷北４丁目29番３号　立川武夫　⑤東京都杉並区阿佐谷北４丁目29番３号　⑥平成９年５月29日　⑧平成28年10月３日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都杉並区阿佐谷北４丁目29番３号　リッカートラベルサービス　立川武夫

Ｂ　①株式会社ドゥ・クレッセンド（ドゥ・アロハトラベル）　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３－1210号　④株式会社ドゥ・クレッセンド　愛知県名古屋市千種区姫池通１丁目５番地１　代表取締役　菅原英一　⑤旅行事業部　愛知県名古屋市千種区姫池通１丁目５番地１　⑥平成18年10月６日　⑧平成28年10月17日　⑩300万円　⑪愛知県知事　⑫愛知県名古屋市千種区姫池通１丁目５番地１　株式会社ドゥ・クレッセンド　代表取締役　菅原英一

Ａ　①旅の店弥次喜多　②第３種旅行業　③三重県知事登録旅行業第３－335号　④中村宏　三重県伊勢市大世古１丁目５番13号　⑤本社営業所　三重県伊勢市大世古１丁目５番13号　⑥平成22年４月26日　⑦平成28年９月29日　三重県知事登録旅行業地域第335号　⑩200万円　⑪三重県知事　⑫三重県伊勢市大世古１丁目５番13号　中村宏

Ｂ　①株式会社ユーラムツアー　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－1897号　④株式会社ユーラムツアー　大阪市北区天神橋一丁目12番22号　代表取締役　高橋徹　⑤本社営業所　大阪市北区天神橋一丁目12番22号　⑥平成９年11月28日　⑧平成22年８月31日　⑩450万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市北区天神橋一丁目12番22号　株式会社ユーラムツアー　代表取締役　高橋徹

Ｃ　①サザンブリーズ株式会社　②第３種旅行業　③岡山県知事登録旅行業第３－387号　④サザンブリーズ株式会社　岡山市南区築港新町１丁目７番38号　代表取締役　寺坂隆之　⑤岡山駅前支店　岡山市北区磨屋町２－５　安田岡山磨屋町ビル５階　⑥平成28年８月４日　⑨平成28年10月11日　⑩300万円　⑪岡山県知事　⑫岡山市南区築港新町１丁目７番38号　サザンブリーズ株式会社　代表取締役　寺坂隆之

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 28 年 11 月 11 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社福井ツーリスト　②第２種旅行業　③福井県知事登録旅行業第２－75号　④株式会社福井ツーリスト　越前市国高二丁目44番１号　代表取締役　道場久孝　⑤本社営業所　越前市国高二丁目44番１号　⑥昭和51年12月23日　⑦平成28年10月７日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①株式会社センスジャパン　②第３種旅行業　③福井県知事登録旅行業第３－218号　④株式会社センスジャパン　福井市松本四丁目13番10号　代表取締役　伊藤天馬　⑤本社営業所　福井市松本四丁目13番10号　⑥平成27年10月1日　⑦平成28年９月30日　⑧60万円　⑨300万円